特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	身体障害者手帳の交付に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
厚木市は、身体障害者手帳の交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
厚木市長

公表日
令和3年9月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの。 身体障害者福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次のとおり取り扱う。 1．身体障害者手帳の交付申請の受理及び通知 2．身体障害者手帳の交付申請の却下の通知 3．氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出の受理 4．氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還の受理 5．他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理 6．他の都道府県内に居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還の受理 7．身体障害者手帳の再交付申請の受理及び通知 8．身体障害者手帳の返還の受理
③システムの名称	身体障害者手帳交付システム

2．特定個人情報ファイル名
交付者情報ファイル

3．個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第1　第11の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条

4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5．評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長

6．他の評価実施機関
―

7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287

8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市　福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号(第二庁舎1階) 電話番号：046-225-2221

Ⅱ　しきい値判断項目

1．対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点
2．取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点
3．重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報 7　特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 　請求先	厚木市総務部文書法制課情報公開係	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報 8　特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ 　連絡先	厚木市福祉部障がい福祉課	厚木市　福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係 住所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 (第二庁舎1階) 電話番号：046-225-2221	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅰ　関連情報 5　評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長　尾形　正	障がい福祉課長　添田　幸夫	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成31年3月28日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障がい福祉課長　添田　幸夫	障がい福祉課長	事後	様式変更に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
平成31年3月28日	Ⅳ　リスク対策	―	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月15日	Ⅰ　関連情報 7　特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 　請求先	厚木市　総務部 行政総務課 情報公開係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287	厚木市　総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287	事後	係の名称の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	実態にあわせた変更
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 16,16-2,20,53,27,28,31,54,55,56-2,57,79,85-2,106,108,116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 （別表第二の主務省令における情報提供の根拠） 第12条、第12条の2、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条、第12条	―	事後	実態にあわせた変更
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数　時点日時	平成28年7月1日	令和3年7月1日	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数　時点日時	平成28年7月1日	令和3年7月1日	事後	